

第1編 一般企業関係審査・調整等の概要

第1章 不当労働行為の審査

第1節 不当労働行為審査の概況

1 初審事件の状況

(1) 概況

平成25年の不当労働行為事件取扱件数は、第1表のとおりである。新規申立件数は、24年に比べ11件増加し、365件であった。なお、地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は31件であり、24年に比べ12件の増加となった(第13表参照)。新規申立件数365件のうち、合同労組事件の新規申立件数は273件で、新規申立件数に占める割合は74.8%となっており、24年より若干増加した(第15表参照)。

一方、終結件数をみると、命令・決定件数は121件と24年に比べ4件増加(地方公務員等公務関係事件は7件)となっており、取下・和解件数は237件と24年に比べ1件の増加(地方公務員等公務関係事件は14件)となり、その結果、次年への繰越件数は575件となった。

第1表 不当労働行為事件取扱件数(初審)

(単位：件)

区分 年		係属状況			終結状況				次年繰越
		前年繰越	新規申立	計	取下・和解	命令・決定	移送	計	
総計	23	583	376	959	258	134②	—	392②	567
	24	567	354	921	236①	117①	—	353②	568
	25	568	365	933	237	121	—	358	575
業 う 関 ち 係 民 事 間 件 企	23	427	360	787	245	124②	—	369②	418
	24	418	335	753	228①	110①	—	338②	415
	25	415	332	747	223	113	—	336	411

(注) ○内数字は分離事件で外数である。

(2) 新規申立ての状況

イ 新規申立件数

平成25年における新規申立件数は365件であり、24年の354件に比べ11件増加している。その内訳をみると、民間企業関係事件は332件で、24年の335件に対し3件の減少となっている。一方、地方公務員等公務関係事件は31件で、24年の19件に対し12件の増加となっ

ている（第13表参照）。

新規申立件数を労委別にみると、東京が118件（24年103件）で最も多く、次いで大阪68件、神奈川42件、愛知21件、北海道17件などの順となっている。また、民間企業関係事件についてみると、東京が107件（24年102件）で最も多く、次いで大阪59件、神奈川42件、愛知19件などの順であり、地方公務員等公務関係事件では、東京と大阪がそれぞれ9件と最も多くなっている（巻末統計表第1-1表及び第1-2表参照）。

ロ 申立人別新規申立件数

新規申立件数を申立人別にみると、組合申立てが343件（新規申立件数の94%）で最も多く、組合及び個人の連名による申立てが13件（同4%）、個人申立てが9件（同2%）の順となっている。これを民間企業関係事件についてみると、組合申立てが318件（民間企業関係事件新規申立件数の95%）で最も多く、組合及び個人の連名による申立て12件（同4%）、個人申立て2件（同1%）の順となっている（巻末統計表第3-1表及び第3-2表参照）。

ハ 労組法第7条該当号別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数332件を労組法第7条該当号別に重複集計してみると、2号関係事件267件（民間企業関係事件新規申立件数の80%）、3号関係事件158件（同48%）、1号関係事件148件（同45%）、4号関係事件6件（同2%）の順となっている。また、これらの内訳をみると、2号事件が130件（同36%）で最も多く、次いで1・2・3号事件65件（同19%）、2・3号事件44件（同13%）、1・3号事件36件（同11%）などの順になっている（巻末統計表第4-2表参照）。

ニ 企業規模別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数332件を企業規模別にみると、49人以下が114件（民間企業関係事件新規申立件数の34%）で最も多く、次いで100人以上499人以下が80件（同24%）、50人以上99人以下が54件（同16%）、1,000人以上が46件（同14%）、500人以上999人以下が30件（同9%）の順となっている（巻末統計表第5-2表参照）。

ホ 業種別新規申立件数

新規申立件数365件を産業大分類別にみると、運輸業、郵便業が63件（新規申立件数の17%）で最も多く、次いで製造業が59件（同16%）、サービス業が40件（同11%）、教育、学習支援業が31件（同8%）、医療、福祉が30件（同8%）などの順になっている。さらにこれらを中分類でみると、道路貨物運送業が35件（同10%）、社会保険・社会福祉・介護事業が

21 件（同 6 %）、地方公務（市町村機関）21 件（同 6 %）、職業紹介・労働者派遣事業が 15 件（同 4 %）などの順となっている（巻末統計表第 6 - 1 表参照）。

(3) 終結の状況

イ 終結件数

平成 25 年における終結件数は 358 件であり、24 年の 353 件に比べ 5 件増加している。その内訳をみると、民間企業関係事件は 336 件で、24 年の 338 件に比べ 2 件減少し、地方公務員等公務関係事件は 22 件で、24 年の 15 件に対し 7 件の増加となっている。

終結区分の内訳は、命令・決定によるものが 121 件（終結件数の 34%）、取下・和解によるものが 237 件（同 66%）となっている。これを民間企業関係事件についてみると、命令・決定によるものが 113 件（民間企業関係事件終結件数の 34%）で、24 年に比べ 3 件増加し、取下・和解によるものが 223 件（同 66%）で、5 件減少している（前掲第 1 表、巻末統計表第 2 - 1 表及び第 2 - 2 表参照）。

終結件数を労委別にみると、東京が 112 件で最も多く、次いで大阪 74 件、神奈川 36 件、愛知 24 件、北海道 22 件などの順となっている。また、民間企業関係事件についてみると、東京 110 件、大阪 67 件、神奈川 36 件、北海道・愛知各 22 件、兵庫 11 件などの順となっている（巻末統計表第 1 - 1 表及び第 1 - 2 表参照）。

以上の結果、25 年の未処理件数（26 年への繰越件数）は 575 件で、前年からの繰越件数 568 件に対し、7 件の増加となっている。

なお、25 年における終結率 $\left[\frac{358}{933} \times 100 \right]$ は 38% であり、24 年の 38% と同じ水準となっている。なお、民間企業関係事件の繰越件数は 411 件で、前年からの繰越件数 415 件に対し 4 件減少しており、その終結率は 45% と同じ水準となっている（前掲第 1 表、巻末統計表第 2 - 1 表及び第 2 - 2 表参照）。

ロ 命令・決定の状況

命令・決定による終結件数の内訳をみると、一部救済命令が 60 件で最も多く、次いで全部救済命令 33 件、棄却命令 22 件、却下決定 6 件の順となっている（巻末統計表第 2 - 1 表参照）。

ハ 和解の状況

和解（取下を除く。）による終結件数は 185 件で、24 年（195 件）に対し 10 件の減少となっている（巻末統計表第 2 - 1 表参照）。

また、労働組合法第 27 条の 14 第 2 項の規定に基づく和解認定の申立件数は 5 件であり、すべてが認定された。

なお、同条第 4 項の規定に基づく和解調書の作成及び同条第 6 項の規定に基づく執行文の付与の申立てはなかった(第 2-1 表参照)。

第 2-1 表 和解の認定件数(初審)

(単位:件)

区分 年	和解件数	和解認定 申立	和解認定	うち和解調書作成		不認定
				申	うち執行 文付与	
24	195	3	3	1	0	0
25	185	5	5	0	0	0

これを、和解が審査手続上どの段階で成立したかをみると、申立てから第 1 回調査に入るまでの段階が 8 件(和解による終結件数の 4%)、第 1 回調査から第 1 回審問前までの段階が 138 件(同 75%)、第 1 回審問から結審前までの段階が 27 件(同 15%)、結審以降が 12 件(同 6%)となっている(第 2-2 表参照)。さらに、これを労委の関与、無関与の別にみると、審問前の 146 件では関与和解が 121 件(審問前終結 146 件の 83%)、無関与和解が 25 件(同 17%)であり、第 1 回審問以降の 39 件では、関与和解が 34 件(審問以降終結 39 件の 87%)、無関与和解が 5 件(同 13%)となっている。

第 2-2 表 和解事件の段階別終結件数(初審)

(単位:件、%)

区分 年	申立から第 1 回 調査に入るまで の段階	第 1 回調査から 第 1 回審問まで の段階	第 1 回審問から 結審前までの 段階	結審以降	計
21	7 (3)	153 (74)	37 (18)	11 (5)	208 (100)
22	3 (2)	137 (77)	26 (15)	13 (7)	179 (100)
23	24 (11)	145 (69)	32 (15)	10 (5)	211 (100)
24	7 (4)	156 (80)	20 (10)	12 (6)	195 (100)
25	8 (4)	138 (75)	27 (15)	12 (6)	185 (100)

また、民間企業関係事件の和解により終結した 179 件を労組法第 7 条該当号別にみると、1 号関係事件 75 件、2 号関係事件 147 件、3 号関係事件 97 件、4 号関係事件 6 件となっている(1 つの事件で 2 つ以上の号に関係するものがあり、合計は事件数と一致しない)。

次に、和解で終結した事件の内容をみると、1 号関係事件の内訳は、関与和解が 64 件、無

関与和解が 12 件となっている。そのうち解雇事件の和解内容をみると、解雇撤回・原職復帰及び再採用により職場復帰したものは 3 件、解雇取消・依願退職（10 件）及び解雇承認（0 件）により職場を去ったものが計 10 件（解雇事件の和解 21 件の 48%）などとなっている（第 3 表参照）。

第 3 表 解雇事件の和解内容（初審）

（単位：件）

区 分		計	関与和解	無関与和解
合 計		(76) 21	(64) 17	(12) 4
職場に復帰したものの	小 計	5	3	2
	解雇撤回・原職復帰	3	2	1
	再 採 用	2	1	1
職場を去ったものの	小 計	10	10	0
	解雇取消・依願退職	10	10	0
	解 雇 承 認	0	0	0
そ の 他 （ 含 不 明 ）		6	4	2

（注）1. 民間企業関係事件のみを集計した。

2. ()内数字は、労組法第 7 条 1 号関係事件の和解による終結件数である。

2 号関係事件の内訳は、関与和解 81 件、無関与和解 19 件となっている。和解内容を項目別にみると、紛争事項の解決に伴い救済申立の維持の必要がなくなったもの 64 件（2 号関係事件の和解 100 件の 64%）、今後の団交を約したもの 12 件（同 12%）などとなっている（第 4 表参照）。

第4表 団交拒否事件の和解内容（初審）

（単位：件）

区 分	計	関与和解	無関与和解
合 計	100	81	19
今後の団交を約した	12	11	1
団交ルールを決めた	11	9	2
申立後団交した	0	0	0
紛争事項の解決に伴い救済申立の維持の必要がなくなった	64	52	12
その他（含不明）	13	9	4

（注）民間企業関係事件のみを集計した。

3号関係事件の内訳は、関与和解85件、無関与和解16件となっている。和解内容を項目別にみると、和解にあたり解決金を支払う内容で和解したものの48件（3号関係事件の和解内容の総数101件の48%）、不利益・支配介入を是正することで和解したものの12件（同12%）などとなっている（第5表参照）。

第5表 支配介入事件の和解内容（初審）

（単位：件）

区 分	計	関与和解	無関与和解
合 計	(97) 101	(81) 85	(16) 16
不利益・支配介入を是正することで和解	12	12	0
紛争事項を今後協議（含事前協議制履行）	2	2	0
団交ルールを設定又は団交を約束	4	4	0
解決金支払	48	46	2
その他（含不明）	35	21	14

- （注）1. 民間企業関係事件のみを集計した。
 2. ()内数字は、労組法第7条3号関係事件の和解による終結件数である。
 3. 1つの事件で2以上の項目にわたる事件があるので、合計欄の数字は終結件数と一致しない。

(4) 審査の状況

イ 終結件数

平成 25 年中に終結した初審事件の平均処理日数をみると、命令・決定では 705 日（24 年 579 日）、取下・和解では 380 日（同 315 日）、総平均では 490 日（同 403 日）となっており、前年に比べると、命令・決定、取下・和解ともに増加している（巻末統計表第 7－1 表参照）。ちなみに、民間企業関係事件の平均処理日数は、命令・決定では 718 日（24 年 588 日）、取下・和解では 333 日（同 317 日）、総平均では 462 日（同 405 日）となっている。

また、終結件数（移送によるものを除く。）358 件のうち 1,000 日以上を要した事件は 23 件（うち取下・和解事件 10 件）であり、このうち、3,000 日以上を要した事件は 6 件（同 1 件）である（巻末統計表第 8－1 表参照）。

次に、命令・決定に要した段階別平均処理日数（審問を経ず命令・決定した事件は含まない。）についてみると、申立てから第 1 回審問前までの期間が 368 日（24 年 283 日）、第 1 回審問から結審前までの期間が 176 日（同 140 日）、結審から命令書交付までの期間が 170 日（同 160 日）となっている。これを期間別の構成比で見ると、申立てから第 1 回審問前までの期間が 52% と最も長く、次いで第 1 回審問から結審前までの期間が 25%、結審から命令書交付までの期間が 24% の順となっている（第 6 表参照）。

第 6 表 命令・決定事件（初審）段階別平均処理日数内訳

（単位：日、%）

区分 年	申立から第 1 回審問前 までの期間	第 1 回審問 から結審前 までの期間	結審から命 令書交付ま での期間	計
21	254 (48)	151 (28)	127 (24)	532 (100)
22	277 (48)	163 (28)	139 (24)	579 (100)
23	289 (53)	129 (24)	128 (23)	546 (100)
24	283 (49)	140 (24)	160 (27)	583 (100)
25	368 (52)	176 (25)	170 (24)	714 (100)

（注） 審問を経ずに命令・決定した事件を含まないため、命令・決定事件全数の平均処理日数とは必ずしも一致しない。

ロ 調査・審問回数及び証人数

平成 25 年中に終結した初審事件（移送によるものを除く。）358 件について、終結事由別に、1 件当たりの平均の調査回数、審問回数及び証人数をみると、調査回数が 5.1 回（24 年 4.7 回）、審問回数が 1.6 回（同 1.5 回）、証人数は 1.7 人（同 1.8 人）となっている。取下・和解事件では、調査回数及び証人数は関与和解事件（それぞれ 4.2 回、0.9 人）が、審問回数は関与和解事件（0.8 回）がそれぞれ最大となっており、命令・決定事件では、調査回数、審問回

数及び証人数いずれも命令事件(それぞれ7.2回、3.7回、3.6人)が最大となっている(第7表参照)。

第7表 審査状況(初審最終事件)

区分	年	計	取下・和解			命令・決定	
			取下	無関与	関与	命令	決定
最終件数 (件)	24	353	41	33	162	111	6
	25	358	52	30	155	115	6
一件当たりの平均調査回数 (回)	24	4.7	3.7	3.2	4.4	6.0	6.0
	25	5.1	3.7	3.7	4.2	7.2	6.7
一件当たりの平均審問回数 (回)	24	1.5	0.5	0.3	0.5	3.4	2.2
	25	1.6	0.2	0.8	0.7	3.7	3.0
一件当たりの平均証人数 (人)	24	1.8	0.6	0.3	0.8	4.0	2.2
	25	1.7	0.2	0.8	0.9	3.6	3.3

ハ 証人等出頭命令等の状況

平成25年中の初審の証人等出頭命令は、前年からの繰越し1件が係属し(新規申立件数は1件)、そのうち1件について決定が出され、1件が次年に繰り越されている。

また、初審の物件提出命令の新規申立件数は7件であり、前年からの繰越し5件と合わせて12件が係属し、2件(うち認容0件)について決定が出され、3件が取下・打切となり、7件が次年に繰り越されている(巻末統計表第9-3表参照)。

ニ 審問を経ないで命令を発した事件

平成25年中に最終した初審事件のうち、労委規則第43条第4項の規定に基づき、審問を経ないで命令を交付した事件は1件であった。

ホ 三者委員による事件の解決のための勧告

平成25年中に初審において、労委規則第45条の8及び第45条の9の規定に基づき、当事者に対し、三者委員の見解を示し、事件の解決のための勧告を書面により行った件数は3件あり、うち2件については審査を併合後に勧告が行われている。勧告の内容はいずれも受諾されている。

ヘ 審査の期間の目標の達成状況

このほか、都道府県労委ごとの具体的な審査の目標期間の達成状況については、都道府県労委のホームページ、年報等を参照。

(5) 不服の状況

平成 25 年中に交付された初審の命令・決定書数は 114 件(24 年 103 件)である。これに対し、労働者側から又は使用者側から、あるいは労使双方から再審査が申し立てられた命令・決定書数は 76 件(同 64 件)、行政訴訟が提起されたものは 10 件(同 9 件)となっている(第 8-3 表参照)。ちなみに、その不服率は 77%であり、24 年の 71%から上昇している。

第 8-1 表 初審命令書数に対する不服状況推移

(単位：件、%)

年・区分	命令 決定書数 (A)	不服申立 な し	不服数 (B)	不服率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$	
21	89	31	58	65	
22	99	35	64	65	
23	122	35	87	71	
24	103	30	73	71	
25	114	26	88	77	
25年命令・ 決定内訳	全部救済	30	9	21	70
	一部救済	56	11	45	80
	棄却	22	5	17	77
	却下	6	1	5	83

第8-2表 命令・決定に対する行政訴訟提起等の状況（初審）

（単位：件、％）

区分 年	命令・決定 書数 (A)	行訴提起 件数 (B)	再審査申立 件数 (C)	行訴提起率 (B)/(A)	再審査申立率 (C)/(A)
平成12年	74	11	50	14.9	67.6
13年	166	15	59	9.0	35.5
14年	94	6	53	6.4	56.4
15年	86	4	60	4.7	69.8
16年	96	4	67	4.2	69.8
小計	516	40	289	7.8	56.0

17年	111	11	76	9.9	68.5
18年	93	9	58	9.7	62.4
19年	114	15	69	13.2	60.5
20年	85	9	44	10.6	51.8
21年	89	11	47	12.4	52.8
小計	492	55	294	11.2	59.8

22年	99	9	58	9.1	58.6
23年	122	18	73	14.8	59.8
24年	103	9	64	8.7	62.1
25年	114	12	78	10.5	68.4
小計	438	48	273	11.0	62.3

(注) (A)は、当該年に命令・決定書を交付した件数を計上している。
 (B)は、(A)に対して行訴提起された件数を計上しており、翌年に提起されたものも含む。
 (C)は、(A)に対して再審査申立てされた件数を計上しており、翌年に申立てされたものも含む。

第8-3表 初審命令書に対する不服状況推移内訳

(単位：件、%)

区分 年	命令・ 決定書数 (A)	不服 合計 (B)	再審査申立			行政訴訟提起			再(労)	再(使)	再(双)	再(労)	不服率 (B)/(A)
			労	使	双	労	使	双	行(使)	行(労)	行(労)	行(双)	
20	85	50	10	24	7	1	5	-	2	1	-	-	59
21	89	58	15	26	6	4	7	-	-	-	-	-	65
22	99	64	24	22	9	2	4	-	1	-	1	1	65
23	122	87	24	32	13	1	12	1	2	2	-	-	71
24	103	73	30	24	10	3	6	-	-	-	-	-	71
25	114	88	24	38	14	2	8	-	2	-	-	-	77

(注) 平成20年の件数は平成20年年報において修正されたため、それ以前の年報の数値とは一致しない。

次に、不服状況を労使別にみると、労働者側では、却下・棄却(救済命令中の棄却部分を含む。)の命令書 84 件(24 年 86 件)に対して、再審査申立てが 37 件(同 40 件)、行政訴訟提起は 2 件(同 3 件)であり、その不服率は 46%(同 50%)となっている。一方、使用者側では、救済(一部救済命令中の救済部分を含む。)の命令書 86 件(24 年 58 件)に対して、再審査申立てが 52 件(同 34 件)、行政訴訟提起が 10 件(同 6 件)であり、その不服率は 72%(同 69%)となっている(第9表参照)。

第9表 初審命令書に対する労使別不服状況推移内訳

(単位：件、%)

区分 年	労働者提起(却下・棄却に対して)					使用者提起(救済に対して)			
	対象命令・ 決定書数	再審査	行 訴	再審査 ・行訴	不服率	対象命令・ 決定書数	再審査	行 訴	不服率
21	63	20	4	-	38	59	31	7	64
22	88	34	2	2	43	59	32	6	64
23	92	37	4	-	45	92	46	15	66
24	86	40	3	-	50	58	34	6	69
25	84	37	2	-	46	86	52	10	72

(注) 不服状況の件数は、その年に出された命令・決定書に対するものであり、翌年に申立て又は提起されたものも含む。したがって、第10-1表及び巻末統計表第2-3表の再審査事件申立数と一致しない場合がある。

2 再審査事件の状況

(1) 新規申立て及び終結の状況

平成 25 年中に係属した再審査事件数は、24 年からの繰越 100 件に新規申立て 94 件(24 年 75 件)を加えた 194 件となっており、係属件数は 8 件の減少となった。

新規申立て 94 件の内訳は、製造業の 19 件(24 年 19 件) が最も多く、次いで運輸業、郵便業が 17 件(同 16 件)、教育、学習支援業が 15 件(同 12 件)、医療、福祉業が 11 件(同 7 件)と続き、地方公務員等公務関係事件は、7 件(同 5 件)となっている。

これを労使別の申立件数でみると、労働者側申立てが 38 件(24 年 41 件)、使用者側申立てが 56 件(同 34 件)となっている。

一方、終結件数は 64 件(24 年 102 件)で、この結果、未処理件数 130 件(同 100 件)が次年に繰り越された。終結件数 64 件の内訳は、取下・和解によるものが 40 件(終結件数の 63%)、命令・決定によるものが 24 件(同 38%)となっている(第 10-1 表及び巻末統計表第 2-3 表参照)。

第10-1表 不当労働行為事件取扱件数(再審)

(単位:件)

年	区分	係属状況			終結状況			次 年 繰 越
		前年繰越	新規申立	計	取下・和解	命令・決定	計	
総	20	158 (2)	51 (1)	209 (3)	38	57 (2)	95 (2)	114 (1)
	21	114 (1)	54 (1)	168 (2)	19	34 (1)	53 (1)	115 (1)
	22	115 (1)	68 (2)	183 (3)	26	48 (1)	74 (1)	109 (2)
計	23	109 (2)	89 (7)	198 (9)	35 (1)	36 (1)	71 (2)	127 (7)
	24	127 (7)	75 (5)	202 (12)	56 (3)	46 (4)	102 (7)	100 (5)
	25	100 (5)	94 (7)	194 (12)	40	24 (4)	64 (4)	130 (9)

(注) ()内数字は、地方公務員等公務関係事件で内数である。

また、平成 25 年の再審査事件における和解認定の申立件数は 29 件であり、すべてが認定されている。

なお、和解調書の作成は、1 件であり、執行文の付与の申立てはなかった(第 10-2 表参照)。

第10-2表 和解の認定件数(再審)

(単位：件)

区分 年	和解件数	和解認定 申立	和解認定	うち和解調書作成		不認定
				うち執行 文付与		
23	23	23	23	1	0	0
24	50	49	49	0	0	0
25	33	29	29	1	0	0

(注) 平成23年の件数は、平成24年年報において修正したため、それ以前の年報の数値とは一致しない。

(2) 審査の期間の目標の達成状況

中労委においては、平成22年11月、審査の期間の目標を改定し、23年から25年までの3年間で、次の2つの目標の達成に向けて取り組んでいる。

目標1 再審査申立事件は、1年6か月以内のできるだけ短い期間内に終結させることを目標とする(注)。

(注) 同一当事者間の事件が相当数係属し申立て後直ちには手続を進行させ難いと認められた事件や平成16年改正労働組合法の施行前から係属する極めて処理困難な事件は、本目標外とし、それぞれの事情に応じた個別的努力を行うこととする。

目標2 1の目標については、その達成状況が優れて良好な場合には、平成25年までにこれを見直すものとする。

目標1の達成状況については、25年1月以降の係属事件174件のうち、25年末までに終結した事件は64件(平均処理日数362日)、このうち1年6箇月以内に終結した事件は51件(全体の79.7%)となっている。

目標2の達成状況については、24年末目標1注意書事件22件のうち、25年末までに2件(全体の9.1%)が終結し、20件が26年に繰り越されている(巻末統計表第9-5表及び第9-6表参照)。

(3) 再審査の状況

イ 処理日数

終結事件の平均処理日数をみると、命令・決定では674日（24年674日）、取下・和解では447日（同1,005日）、総平均では532日（同856日）となっており、命令・決定は同日数、取下・和解で558日減少し、全体として324日の減少となった（巻末統計表第7－1表参照）。

また、命令・決定に要した段階別平均処理日数（審問を経ず命令・決定した事件は含まない）についてみると、申立てから第1回審問前までの期間が536日、第1回審問から結審前までの期間が32日、結審から命令書交付までの期間が235日となっている。これを期間別の構成比で見ると、申立てから第1回審問前までの期間が67%と最も長く、次いで結審から命令書交付までの期間が29%、第1回審問から結審前までの期間が4%の順となっている（第11－1表参照）。

第11-1表 命令・決定事件（再審）段階別平均処理日数内訳

（単位：日、％）

年	区 分	申立てから 第1回審問前ま での期間	第1回審問から 結審前までの期 間	結審から命令書 交付までの期間	計
平成24年		590 (69)	66 (8)	193 (23)	849 (100)
平成25年		536 (67)	32 (4)	235 (29)	803 (100)

（注）審問を経ずに命令・決定した事件を含まないため、命令・決定事件全数の平均処理日数とは必ずしも一致しない。

ロ 調査・審問回数及び証人数

終結事件について、終結事由別に、1件平均の調査回数、審問回数及び証人数をみると、第11－2表のとおりであり、命令事件では、調査回数4.6回（24年3.5回）、審問回数は1.0回（同0.7回）、証人数は1.6人（同1.1人）と調査回数、審問回数及び証人数はいずれも増加した。また、関与和解事件においては、調査回数は3.9回（同4.8回）、審問回数は0.1回（同0.4回）、証人数は0.2人（同0.9人）と調査回数、審問回数及び証人数はいずれも減少した。

第11-2表 審査状況（再審査終結事件）

区 分	年	計	取下・和解			命令・決定	
			取 下	無関与	関 与	命 令	決 定
終結件数 (件)	24	102	6	1	49	46	0
	25	64	10	2	28	23	1
一件当たりの 平均調査回数 (回)	24	4.4	1.3	2.0	4.8	3.5	0.0
	25	3.9	2.4	3.5	3.9	4.6	6.0
一件当たりの 平均審問回数 (回)	24	0.5	0.2	0.0	0.4	0.7	0.0
	25	0.4	0.2	0.5	0.1	1.0	0.0
一件当たりの 平均証人数 (人)	24	1.0	0.3	0.0	0.9	1.1	0.0
	25	0.8	0.5	2.0	0.2	1.6	0.0

ハ 証人等出頭命令及び物件提出命令の状況

再審査における、平成 25 年中の証人等出頭命令の新規申立て及び前年から繰越しはいずれも 0 件である。

また、物件提出命令の新規申立ては 2 件であり、平成 25 年中に 1 件が却下され、1 件が 26 年に繰越されている（巻末統計表第 9 - 3 表参照）。

二 三者委員による事件の解決のための勧告

平成 25 年中に、労委規則第 45 条の 8 及び第 45 条の 9 の規定に基づき、三者委員の見解を示し、当事者に対して事件の解決のための勧告を書面により行った件数は、3 件あり、このうち、勧告の内容を当事者が受諾したものが 1 件、受諾しなかったものが 2 件であった。

(4) 不服の状況

平成 25 年中に交付された命令・決定件数は 24 件（24 年 46 件）である。これらに対し、行政訴訟が提起されたものは、使用者側から 4 件、労働者側から 3 件の計 7 件（同 17 件）であった。

命令・決定に対する不服率は 29%（同 37%）となっている（第 12 表参照）。

第12表 再審査命令・決定件数に対する不服状況推移

(単位：件、%)

年・区分	命令・ 決定件数 (A)	不服申し 立て	不服件数 (B)	不服率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$	
20	57	30	27	47	
21	34	18	16	47	
22	48	24	24	50	
23	36	14	22	61	
24	46	29	17	37	
25	24	17	7	29	
25年命令・ 決定内訳	初 審 支 持	12	7	5	42
	一 部 変 更	11	9	2	18
	全 部 変 更	0	0	0	-
	却 下	1	1	0	0

(注) 1. 平成22年の件数は平成23年年報において修正。

2. 不服申立ては、取消訴訟の提起を指す。

3 その他

(1) 地方公務員等公務関係事件の概況（初審）

平成25年における地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は31件（新規申立件数365件の8%）、終結件数は22件（終結件数358件の6%）となっている（第13表参照）。

新規申立件数31件を申立人別にみると、組合申立てが25件、個人5件、組合及び個人の連名による申立てが1件となっている。労組法第7条該当号別では、2号関係事件が23件、1号関係事件が11件、3号関係事件が9件、4号関係事件が0件の順となっている（※）。

一方、終結件数は22件で、その内訳をみると、取下げ8件、無関与和解2件、関与和解4件、全部救済命令2件、一部救済命令5件、棄却1件となっている。

（※）1件で2以上の項目にわたる事件があり、新規申立件数合計31件に一致しない。

第13表 地方公務員等公務関係事件係属状況（初審）

（単位：件、％）

区分 \ 年	20	21	22	23	24	25
新規申立件数	(100) 355	(100) 395	(100) 381	(100) 376	(100) 354	(100) 365
うち地方公務員等公務関係事件	(9) 33	(5) 20	(6) 24	(4) 16	(5) 19	(8) 31
終結件数	(100) 308	(100) 377	(100) 351	(100) 392	(100) 353	(100) 358
うち地方公務員等公務関係事件	(4) 12	(5) 19	(3) 11	(6) 23	(4) 15	(6) 22

(2) 合同労組事件の概況**イ 初審関係**

平成25年における合同労組事件の新規申立件数は、273件（新規申立件数365件の74.8％）となっている。このうち駆込み訴え事件は107件あり、新規申立件数に占める割合は29.3％、合同労組事件に占める割合は39.2％となっている（第14表参照）。

なお、東京、大阪の各労委における新規申立事件に占める合同労組事件の割合をみると、東京72.9％、大阪92.6％となっている（第15表参照）。

ロ 再審査関係

平成25年における合同労組事件の新規申立件数は、56件（新規申立件数94件の59.6％）となっている。また、このうち駆込み訴え事件は13件あり、新規申立件数に占める割合は13.8％、合同労組事件に占める割合は23.2％となっている（第14表参照）。

第14表 合同労組事件の申立状況(特定独法を除く)

(単位：件、%)

	新規申立件数	うち合同労組事件	
		うち駆込み訴え事件	
初 審	365	273 (74.8)	107 (29.3) <39.2>
再 審	94	56 (59.6)	13 (13.8) <23.2>

- (注) 1. ここで集計した合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。
「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。
2. ()内は、新規申立事件に対する割合。
3. < >内は、合同労組事件に対する割合。

第15表 合同労組事件の申立状況(初審)

(単位：件、%)

区分 年	新規申立件数				合同労組事件				
		うち東京・大阪計				うち東京・大阪計			
		東京	大阪			東京	大阪		
21	395	204	119	85	267 (67.6)	151 (74.0) <56.6>	78 (65.5)	73 (85.9)	
22	381	214	125	89	250 (65.6)	159 (74.3) <63.6>	86 (68.8)	73 (82.0)	
23	376	188	115	73	267 (71.0)	152 (80.9) <56.9>	88 (76.5)	64 (87.7)	
24	354	195	103	92	251 (70.9)	149 (76.4) <59.4>	77 (74.8)	72 (78.3)	
25	365	186	118	68	273 (74.8)	149 (80.1) <54.6>	86 (72.9)	63 (92.6)	

- (注) 1. ()内は新規申立件数に対する合同労組事件の割合。
2. < >内は合同労組事件全数に対する割合。

(3) 終結事案の特征的傾向累計(初審)

平成25年中に終結した初審事件358件のうち、① 労組法上の労働者性・使用者性に関連する事件は27件、② 事業再編に関連する事件は9件、③ 個人委託・請負に関連する事件は7件、④ 有期契約(労働者)に関連する事件は17件、⑤ 定年後再雇用に関連する事件は9件、⑥ 労働者派遣に関連する事件は3件であった。

(4) 非正規労働者関係事件の概況（再審査）

平成 25 年中に交付された命令・決定件数 24 件のうち、主な争点において、いわゆる非正規労働者（有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者）に関係した事件は 9 件であった。

これらの事件を概観すると、

- ① 期間契約従業員の雇止め撤回等に関する団体交渉について、会社の取引先会社の使用者性と、会社の対応が不当労働行為に当たるかが争われた事件（扶桑工業外 1 社事件）〔No. 1〕
- ②・③ 有期契約社員の雇用継続等に関する団体交渉に応じなかったこと及び次期雇用契約書に署名しないことを理由に同人を雇止めとしたことが、不当労働行為に当たるかが争われた事件（中外臨床研究センター事件）〔No. 3、4〕
- ④ 市と会社の業務委託契約により市の小学校で勤務していた A L T（外国語指導助手）の直接雇用等を求める団体交渉等に関して、市の使用者性が争われた事件（東海市事件）〔No. 5〕
- ⑤ 業務請負契約又は労働者派遣個別契約に基づき就労していた労働者の直接雇用に関する団体交渉における会社の使用者性が争われた事件（パナソニックホームアプライアンス事件）〔No. 6〕
- ⑥ 任期が満了する非常勤嘱託員を対象とした特別選考で組合員を不合格とし任期満了退職としたこと、同選考の合否決定後の市の団体交渉などの対応が不当労働行為に当たるかが争われた事件（福岡市（アミカス）事件）〔No. 15〕
- ⑦ 有期契約のパート従業員にかかる親会社の使用者性と、会社が同人に組合加入を確認したこと、団体交渉における対応及び同人を雇止めとしたこと等が不当労働行為に当たるかが争われた事件（トクヤマエムテック・トクヤマ事件）〔No. 19〕
- ⑧ 非常勤講師の授業のコマ数を減少させたこと及び同問題に関する団体交渉における対応等が不当労働行為に当たるかが争われた事件（樟蔭学園事件）〔No. 21〕
- ⑨ 臨時的任用職員を再任用しなかったこと及びこれに関する団体交渉における対応が不当労働行為に当たるかが争われた事件（高島市事件）〔No. 23〕

となっている。（〔 〕内は、巻末統計表第 29 表の通し番号を表す。）

第16表 非正規労働者関係事件（再審査命令・決定事件）

（単位：件）

	命令・決定 件数	うち非正規労働者 関係事件
22年	48	10
23年	36	7
24年	46	11
25年	24	9

（注） 非正規労働者関係には、再審査事件命令書交付に係る報道発表（<http://www.mhlw.go.jp/churoi/houdou/index.html>）の命令のポイント、判断の要旨から、正社員以外の非正規労働者（有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者）に関係する事件を抽出したもの（高年齢者雇用安定法の継続雇用に係るものを除く。）。